



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第461号 令和4年5月27日発行

目次

【規則】

番号	表題	担当課名
37	知事等に対し令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則	人事課
38	会計年度任用職員に対し令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則	同

【教育委員会規則】

番号	表題	担当課名
2	徳島県会計年度任用学校職員に対し令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則	

【人事委員会規則】

番号	表題	担当課名
	職員に対し令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則	
	学校職員に対し令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則	
	警察職員に対し令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則	

【公布された条例等のあらまし】

知事等に対し令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則（規則第三十七号）

一 令和三年十二月に職員の給与に関する条例等の規定に基づき期末手当を支給された者に係る令和四年六月に支給する期末手当の特例を定めることとした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

会計年度任用職員に対し令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則（規則第三十八号）

一 令和三年十二月に職員の給与に関する条例等の規定に基づき期末手当を支給された者に係る令和四年六月に支給する期末手当の特例を定めることとした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県規則第三十七号

知事等に対し令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則を次のように定める。

令和四年五月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

知事等に対し令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和四年徳島県条例第五号。以下「改正条例」という。)(の規定に基づき、知事等に対し令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(令和三年十二月に職員の給与に関する条例等の規定に基づき期末手当を支給された者についての特例)

第二条 改正条例附則第二項の規定により読み替えて適用する改正条例による改正後の知事等の給与に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第六十号。以下「新条例」という。

(第七条においてその例によることとされる職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年徳島県条例第四号。以下「改正職員給与条例」という。)(附則第三項の規則で定める者は、令和三年十二月に次に掲げる条例の規定に基づき期末手当を支給された者とする。

一 職員の給与に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第二号)

二 徳島県学校職員給与条例(昭和二十七年徳島県条例第四号)

三 徳島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第二十七号)

四 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十一年徳島県条例第六号)(第十三条を除く。)

五 教育長の給与その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和四十年徳島県条例第三十四号)

六 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年徳島県条例第六十六号)(第二十条第三項を除く。)

七 特別職の指定等に関する条例(平成十五年徳島県条例第四十六号)

八 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十六年徳島県条例第六十五号)(第二十八条第三項を除く。)

2 改正条例附則第二項の規定により読み替えて適用する新条例第七条においてその例によることとされる改正職員給与条例附則第三項の規定により読み替えて適用する改正職員給与条例附則第二項の規則で定める者は、前項各号に掲げる条例の適用を受ける者とする。

3 改正条例附則第二項の規定により読み替えて適用する新条例第七条においてその例によることとされる改正職員給与条例附則第三項の規定により読み替えて適用する改正職員給与条例附則第二項の規則で定める額は、改正職員給与条例附則第二項の規定の例による同項に規定する調整額又は第一項第二号から第八号までに掲げる条例等の改正職員給与条例附則第二項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第三十八号

会計年度任用職員に対し令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則を次のように定める。

令和四年五月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

会計年度任用職員に対し令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(令和四年徳島県条例第八号。以下「改正条例」という。)の規定に基づき、会計年度任用職員に対し令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(令和三年十二月に職員の給与に関する条例等の規定に基づき期末手当を支給された者についての特例)

第二条 改正条例附則第二項の任命権者が定める者は、令和三年十二月に次に掲げる条例の規定に基づき期末手当を支給された者とする。

- 一 職員の給与に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第二号)
 - 二 徳島県学校職員給与条例(昭和二十七年徳島県条例第四号)
 - 三 徳島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第二十七号)
 - 四 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十一年徳島県条例第六号)(第十三条を除く。)
 - 五 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年徳島県条例第六十六号)(第二十条第三項を除く。)
 - 六 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十六年徳島県条例第六十五号)(第二十八条第三項を除く。)
- 第三条 改正条例附則第二項の規定により読み替えて適用する改正条例による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年徳島県条例第十九号。以下「新条例」という。)(第九条第五項(新条例第十七条において準用する場合を含む。以下同じ。))においてその例によることとされる職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年徳島県条例第四号。以下「改正職員給与条例」という。)(附則第二項の任命権者が定める者は、前条各号に掲げる条例の適用を受ける者とする。)

2 改正条例附則第二項の規定により読み替えて適用する新条例第九条第五項においてその例によることとされる改正職員給与条例附則第二項の任命権者が定める額は、改正職員給与条例附則第二項の規定の例による同項に規定する調整額又は前条第二号から第六号までに掲げる条例等の改正職員給与条例附則第二項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則第二号

徳島県会計年度任用学校職員に対し令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則を次のように定める。

令和四年五月二十七日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県会計年度任用学校職員に対し令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(令和四年徳島県条例第十九号。以下「改正条例」という。)の規定に基づき、徳島県会計年度任用学校職員に対し令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(令和三年十二月に徳島県学校職員給与条例等の規定に基づき期末手当を支給された者についての特例)

第二条 改正条例附則第二項の徳島県教育委員会が定める者は、令和三年十二月に次に掲げる条例の規定に基づき期末手当を支給された者とする。

- 一 徳島県学校職員給与条例(昭和二十七年徳島県条例第四号)
- 二 職員の給与に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第二号)
- 三 徳島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第二十七号)
- 四 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十一年徳島県条例第六号)

(第十三条を除く。)

五 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年徳島県条例第六十六号)

(第二十条第三項を除く。)

六 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十六年徳島県条例第六十五号)(第二十八条第三項を除く。)

第三条 改正条例附則第二項の規定により読み替えて適用する改正条例による改正後の徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年徳島県条例第二十八号。以下「新条例」という。)第十条第五項(新条例第十九条において準用する場合を含む。以下同じ。)においてその例によることとされる徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例(令和四年徳島県条例第十八号。以下「改正学校職員給与条例」という。)(附則第二項の徳島県教育委員会が定める者は、前条各号に掲げる条例の適用を受ける者とする。)

2 改正条例附則第二項の規定により読み替えて適用する新条例第十条第五項においてその例によることとされる改正学校職員給与条例附則第二項の徳島県教育委員会が定める額は、改正学校職員給与条例附則第二項の規定の例による同項に規定する調整額又は前条第二号から第六号までに掲げる条例等の改正学校職員給与条例附則第二項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員に対し令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則を次のように定める。

令和四年五月二十七日

徳島県人事委員会委員長

森

俊

明

徳島県人事委員会規則六 一五八

職員に対し令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年徳島県条例第四号。以下「改正条例」という。

附則第三項及び第四項の規定に基づき、職員に対し令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(令和三年十二月に徳島県学校職員給与条例等の規定に基づき期末手当を支給された者についての特例)

第二条 改正条例附則第三項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる条例の規定に基づき期末手当を支給された者とする。

一 徳島県学校職員給与条例(昭和二十七年徳島県条例第四号)

二 徳島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第二十七号)

三 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十一年徳島県条例第六号)

(第十三条を除く。)

四 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年徳島県条例第六十六号)

(第二十条第三項を除く。)

五 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十六年徳島県条例第六十五号)(第二十八条第三項を除く。)

2 改正条例附則第三項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第二項の人事委員会規則で定める者は、前項各号に掲げる条例の適用を受ける者とする。

3 改正条例附則第三項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第二項の人事委員会規則で定める額は、第一項各号に掲げる条例等の改正条例附則第二項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。

(端数計算)

第三条 改正条例附則第二項に規定する基準額又は調整額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第四条 この規則に定めるもののほか、職員に対し令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

学校職員に対し令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則を次のように定める。

令和四年五月二十七日

徳島県人事委員会委員長

森

俊

明

徳島県人事委員会規則六 一五九

学校職員に対し令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例(令和四年徳島県条例第十八号。以下「改正条例」という。)附則第三項及び第四項の規定に基づき、学校職員に対し令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(令和三年十二月に職員の給与に関する条例等の規定に基づき期末手当を支給された者についての特例)

第二条 改正条例附則第三項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる条例の規定に基づき期末手当を支給された者とする。

- 一 職員の給与に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第二号)
 - 二 徳島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第二十七号)
 - 三 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十一年徳島県条例第六号)(第十三条を除く。)
 - 四 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年徳島県条例第六十六号)(第二十条第三項を除く。)
 - 五 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十六年徳島県条例第六十五号)(第二十八条第三項を除く。)
- 2 改正条例附則第三項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第二項の人事委員会規則で定める者は、前項各号に掲げる条例の適用を受ける者とする。
 - 3 改正条例附則第三項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第二項の人事委員会規則で定める額は、第一項各号に掲げる条例等の改正条例附則第二項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。

(端数計算)

第三条 改正条例附則第二項に規定する基準額又は調整額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第四条 この規則に定めるもののほか、学校職員に対し令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

警察職員に対し令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則を次のように定める。

令和四年五月二十七日

徳島県人事委員会委員長

森

俊

明

徳島県人事委員会規則六 一六〇

警察職員に対し令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年徳島県条例第二十号。以下「改正条例」という。)(附則第三項及び第四項の規定に基づき、警察職員に対し令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置に関し必要な事項を定めるものとする。(令和三年十二月に職員の給与に関する条例等の規定に基づき期末手当を支給された者についての特例)

第二条 改正条例附則第三項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる条例の規定に基づき期末手当を支給された者とする。

- 一 職員の給与に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第二号)
 - 二 徳島県学校職員給与条例(昭和二十七年徳島県条例第四号)
 - 三 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十一年徳島県条例第六号)(第十三条を除く。)
 - 四 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年徳島県条例第六十六号)(第二十条第三項を除く。)
 - 五 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十六年徳島県条例第六十五号)(第二十八条第三項を除く。)
- 2 改正条例附則第三項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第二項の人事委員会規則で定める者は、前項各号に掲げる条例の適用を受ける者とする。
 - 3 改正条例附則第三項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第二項の人事委員会規則で定める額は、第一項各号に掲げる条例等の改正条例附則第二項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。

(端数計算)

第三条 改正条例附則第二項に規定する基準額又は調整額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第四条 この規則に定めるもののほか、警察職員に対し令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。